

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集
結果について

警察庁において、令和3年12月17日から令和4年1月15日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、31件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）
- (2) 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）
- (3) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第7号）
- (4) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）
- (5) 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）
- (6) 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第6号）

2 命令等の案を公示した日

令和3年12月17日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 31件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	26件
電子メール	4 件
F A X	0 件
郵 送	1 件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について

(1) 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

ア 運転技能検査に関する規定の整備

この項目に対しては、

- 運転技能検査では、走行中に検査員からの突然の指示を受けて緊急停止することができるかどうかの反応検査も実施してほしい。
- といった御意見がありました。

運転技能検査の内容については、令和2年度に行った調査研究において、

- ・ 安全運転が期待できないほど技能水準が低い場合に不合格とするものとする。
- ・ 受検者の納得を得られやすい、裁量性の低い客観的な採点基準を設定すること。

等を考慮し、実車走行実験を行うなどして検討した結果を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

御意見のような検査を取り入れることについては、複数の車両が走行するコース内で予測できない急制動等が行われた場合に安全性を十分に担保することができるかや、どのような客観的な評価指標を設けることができるかといった課題があり、慎重な検討を要するものと考えています。

イ 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

この項目に対しては、

- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置の性能に関し、性能認定が行われた普通自動車等だけではなく、これと同様の機能を備えた自動車や、これらとは異なる安全機能を備えた自動車についても、サポートカーに含めるべきである。

といった御意見や、

- 運転者が、前方不注意、飲酒運転等の状況下でも衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置による交通事故抑止効果が100%期待できると過信することが怖い。

といった御意見がありました。

申請により運転免許に付与等する条件については、

- ・ 交通事故を防止し、又は交通事故による被害を軽減することに資するものを定めることとされていること。
- ・ 申請による条件に違反して自動車等を運転する行為は、罰則の対象とされていること。

等を踏まえ、一定の事故抑止効果が期待される装置を備えた自動車であって、当該装置の性能について、試験等により公的機関の確認を受けており、一般の運転者等が条件に適合する車両かどうかを判別できるものとして、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置について性能認定を受けた自動車等を定めることとしたものです。

制度の施行に当たっては、関係機関・団体とも連携しながら、運転者が機能を過信することのないよう、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置は飽くまでも安全運転を支援するための装置であり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提としたものであることについて、正確な情報の周知に努めてまいりたいと考えています。

ウ 認知機能検査の方法等の見直しに関する規定の整備

この項目に対しては、

- 認知機能検査の内容や合格基準については、健常者に対して検査を行い、健常者が合格点を取れる適切な値を確認した上で決めてほしい。
- といった御意見がありました。

認知機能検査の内容及びその結果が認知症のおそれがあることを示す基準については、認知症である者が正しく当該基準に該当するとともに、認知症ではない者が正しく当該基準に該当しないものとなるよう、認知症である者及び認知症ではない者の両方に対する検査の結果を踏まえて定められています。

今回の認知機能検査の方法等の見直しについても、令和2年度に行った調査研究において、こうした検査精度の検証を行った上で、原案のとおり定めることとしたものです。

(2) 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

この項目に対する御意見はありませんでした。

(3) その他

若年運転者講習通知書の様式に関し、備考において、用紙の大きさを「日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートル」と定めることについて

この項目に対しては、

- 「又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートル」の部分は削除した方がよい。

といった御意見がありました。

若年運転者講習通知書の用紙の大きさについては、通知に係る事務の運用上の便宜を考慮し、初心運転者講習通知書等の用紙の大きさと同様に定めることとしたものです。

2 「運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案」について
同規則案に対する御意見はありませんでした。

3 「運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案」について
高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者等教育の課程の基準として、実車による指導及び運転適性検査器材を用いた指導にあっては、教育を受けようとする者の数が、指導員1人当たり5人以下であることを定めることについて

この項目に対しては、

- 現在の新型コロナウイルス感染症対策を理由とする高齢者講習の弾力的な運用と同様に、指導員1人当たりの教育を受けようとする者の数を6人までとすべきではないか。

といった御意見がありました。

新制度における高齢者講習では、実車による指導及び運転適性検査器材を用いた指導にあっては、受講者個々人の身体機能の状況等に応じた効果的な指導を行うために必要な時間を確保しつつ、時間内に講習を終えるために運用可能と認められる最大の人数として、指導員1人当たりの受講者数は5人までとする予定であることから、高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者等教育の課程の基準についても、これと同様に定めることとしたものです。

4 「運転免許取得者等検査の認定に関する規則案」について
同規則案に対する御意見はありませんでした。

5 「大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則案」について

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習の課程に係る指定の基準について

この項目に対しては、

- 経験不足による重大事故等を防止するため、例えば、バンボディ車を使用し、雨天時の道路環境や視界状況等を再現した上での走行や、貨物を積載した状態での運転操作といった、実務を想定した内容の課程とすべきである。
- といった御意見がありました。

大型自動車免許等に係る受験資格のうち、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して3年以上等という経験年数要件の特例を受けるための教習では、当該要件が担保する大型自動車等の運転に必要な危険予測・回避能力を養成することとしているところ、令和2年度に行った調査研究において、普通自動車を用いた教習カリキュラムを作成し実験教習等を行った結果、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上2年未満の者であっても、同期間が通算して3年以上の者を上回る運転技能が備わることが確認されました。したがって、本件教習の課程に係る指定の基準としては、このような普通自動車を用いた教習カリキュラムに基づいて行われるものであることを定めることとしたものです。

御指摘のような、貨物輸送を想定した運転や様々な悪条件下における対応等については、受験資格の特例を受けるための本件教習とは別に、実際に大型自動車免許等を取得するための指定自動車教習所における教習で行うこととしています。

6 「指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則案」について

同規則案に対する御意見はありませんでした。

7 その他

内閣府令案等の内容に対する直接の御意見ではありませんが、

- 高齢者の移動手段の確保に関する御意見
 - 指定場所一時不停止等、横断歩行者等妨害等、携帯電話使用等及び整備不良に対する罰則等の強化に関する御意見
- 等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。